

# 「電子契約」 利用できます

～電子契約で時間とコストを削減できます～

## 従来の紙の契約書



## 電子契約書

(インターネット上で契約を締結、PDF形式)



### 【電子契約とは】

紙の契約書に印鑑を押す代わりに、PDF形式の契約書（電子ファイル）に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結するものです。

操作は簡単！便利です！

### 【電子契約のメリット】

- ①収入印紙不要、利用手数料なし
- ②契約業務の効率化・スピード化  
製本・押印・郵送が不要、契約締結までの時間がスピードアップ
- ③コスト削減  
印刷・製本・郵送にかかる費用を削減
- ④いつでもどこでも契約締結可能  
インターネットとメールが使える環境にあれば利用可能

詳しくは、青森県庁ホームページに掲載していますので、ご確認ください。  
URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/denshikeiyaku.html>  
「青森県 電子契約」で検索



お問合せ先：青森県総務部行政経営課行政改革推進グループ

電話：017-734-9107 FAX：017-734-8036 メール：gyokei@pref.aomori.lg.jp

## 電子契約を利用する前に

### 利用環境

インターネットに接続し、電子メールを受信できる環境にあれば、いつでもどこでも利用可能です。パソコンやスマートフォンから利用できます。

### 対象となる契約

県が締結する契約全般（書面で行うことが法令などで規定されているものや契約期間が10年を超えるものを除きます。）

なお、電子契約サービスを利用して契約締結できるかどうかは、県の各契約事務担当者にお問い合わせください。

### 利用する電子契約サービス

青森県で利用する電子契約サービスは、事業者署名型（立会人型）電子署名サービスです。弁護士ドットコム(株)が提供する「クラウドサイン」を利用しています。

## 電子契約の手続の流れ

### 1 契約締結前に、県に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出します。

入札や見積り合わせで県の契約相手方に決定し、電子契約を希望される場合は、締結権限者や事務担当者のメールアドレスや氏名などを記載した「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を県の各契約事務担当者に提出してください。

※「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、青森県庁ホームページからダウンロードできます。

### 2 県から、電子契約サービスを利用し、契約書の確認依頼メールが届きます。

契約書案の調整、契約保証金の納付又は免除手続などが終わると、県から、電子契約サービス(クラウドサイン)を利用し、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載されたメールアドレス宛てに、契約書の確認依頼メールが届きます。

※①事務担当者→②締結権限者の順に、確認依頼メールが届きます。

### 3 送付されてきた契約書の内容を確認し、承認します。

送付されてきた確認依頼メールを開き、契約書の内容を確認し、問題がなければ承認してください。

### 4 契約締結後、電子契約サービスから契約締結完了のメールが届きます。 送付されてきた電子契約書のファイルを保管します。

県側の契約書の承認が終わると、契約が締結され、電子契約サービス(クラウドサイン)から、契約締結完了のメールが届きます。

そのメールに添付された電子契約書のファイル(PDF形式)は、電子署名とタイムスタンプが付与された正式な契約書ですので、紛失しないよう大切に保管してください。